

今なら**免税措置**があります!

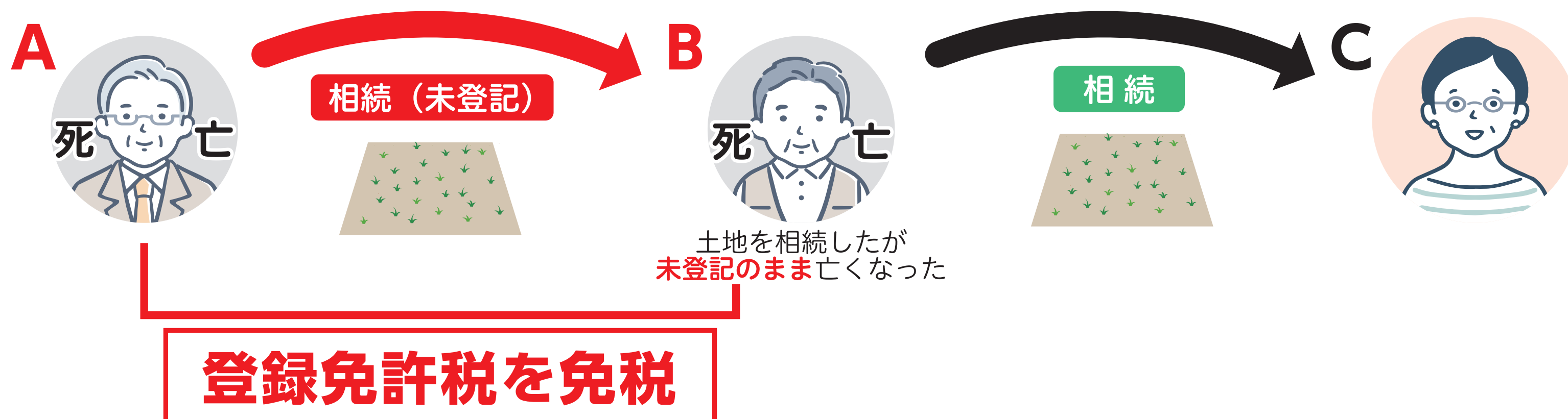
**相続登記は
早めが
おトク!**

2027年
3月31日
まで



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が 相続登記をしないで死亡した場合の相続登記



2 不動産の価額（※1）が**100万円以下の土地**に係る相続登記 （相続人が受ける「所有権の保存の登記」（※2）を含みます）



登録免許税を免税

知らなかった!



「シラナカッタヌキ」

※1 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
※2 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。